

空き家バンク登録進捗状況について



つかもと こうじ
 塚本 光司
 議員

い。窓口や電話での問い合わせ件数は、月4、5件程度。

質問 昨年12月の定例会答弁では、再度村内の空き家調査、空き家登録ができるかの仕分け、ダイレクトメール等での連絡を考えているとの答弁。実際の手順として、いつごろまでにどのようにするか方向性を示せるか。

答弁 (総務部長) 今後、空き家対策特別措置法との関係もある。また、空き家バンクについて現在検討中であり、10月までを目途に、利活用について現地調査を進めていきたい。

質問 平成25年4月から事業がスタートし、2年が経過した。実際に何軒の空き家を把握し、平成26年2月調査後の

ダイレクトメール件数は何件か。

答弁 (総務部長) 安中地区36件、大谷・木原地区153件で、現在は空き家の数も増加していると思われる。平成26年2月の189件について、抵当権や債権等確認後、権利関係上で問題のない空き家所有者50人にダイレクトメールを送送し、うち6人が空き家バンクの登録に至った。

質問 50件のダイレクトメール対象者のうち、リアクションのない44件とは連絡手段はないのか。

答弁 (総務部長) 権利者については登記簿、また納税管理者等の調査では、住所・氏名のデータのみ。こちらへ返ってきた通知はなかったことから、必ず届いている。後は本人の意思と考える。

空き家バンクと空き家対策特別措置法との関連性

質問 空き家対策特別措置法の施行により、各自治体の監視力強化がなされ、ほったらかしの空き家の所有者が目を向け、以前住んでいた空き家をどうにかせねばと考えるであろうと思うが。

答弁 (総務部長) 売れるうちに売買、または、貸せるうちに賃貸をとという方が増える可能性はある。本村の200平方メートル以下の居住用の宅地であれば、実質課税されていないといった状況が、特定空家に認定されるとその特例が撤廃。また、小規模住宅特例が撤廃されれば、10,000円前後の固定資産税が賦課される。この措置法を広く周知することで、空き家について認識を新たにし、利活用が一層促進されることを期待するものである。

質問 平成24年度の空き家調査以降、現在30件ほどの空き家バンクの登録がある。昨年未から約半年近くがたち、この間に何かアクションを行ったか。それに対し、空き家所有者からのリアクションはあったか。

答弁 (総務部長) 空き家バンクパンフレットの公共施設や江戸崎ショッピングセンター内のまちかど情報センターへの設置を実施。昨年末から現在まで、こちらから空き家所有者に対してダイレクトメール等の送付はしていない。